

第1章

ソ連の朝鮮政策—1945～48—

問題の所在

1945年初めにソ連軍総司令部は、極東における対日軍事作戦を策定し、その一環に朝鮮を位置づけた。対日参戦の目的は、第1に、ヤルタにおける連合国との協定を遂行して、第二次世界大戦の早期終結に寄与すること、第2に、日本帝国主義を壊滅して、極東におけるソ連国境の恒久的な安全保障を確保すること、そして第3に、旧ロシアの権益を回復し、太平洋地域における戦略的、政治的、経済的地歩を強化することであった⁽¹⁾。対日参戦時のソ連の朝鮮政策は、これらの目的を達成するための軍事戦略によって規定されていたといえよう。

しかし、朝鮮に進駐したソ連軍は、この地域で独自の課題に当面し、取り組むことを迫られていた。すなわち、日本の植民統治を壊滅させたソ連軍は、「解放者」としての使命を自ら担うことになった。さらに、この地域を代表する中央権力が不在だったために、それを全く新たに創設する任務が与えられた。しかも北緯38度線を境に米ソの分断占領が行われたことは、朝鮮の統一問題を米ソ関係の推移と分ち難く結びつけることになった。米ソの冷戦が深まる中で、朝鮮問題は国際的問題の様相を呈するに至るのである。

本章では、1945年8月の朝鮮解放から48年9月の朝鮮民主主義人民共和国

の樹立までを対象時期として、ソ連の朝鮮政策を実証的に跡付けることを試みている⁽²⁾。ソ連の朝鮮政策がいかにか策定され、どのように遂行されたのかを考察するには、北朝鮮駐留ソ連軍司令部の活動と、モスクワの最高指導部及びソ連外務省（ソ連外務省は46年3月まで、外務人民委員部と呼称されていたが、以下では便宜上、外務省で統一する）の活動を検討していくことが必要であろう。

後に述べるように、朝鮮解放後に軍事境界線の北側で現地の行政を担当したのは、北朝鮮駐留のソ連軍司令部であった。同司令部は、1945年9月にソ連民政部と政治顧問機関を創設し、北朝鮮の経済復興と政治改革に着手した。そのメンバーたちは、朝鮮人指導者と密接な連絡を保ち、現地情報をモスクワに報告した。他方、モスクワで朝鮮問題に従事していたのは、ソ連外務省極東部であった⁽³⁾。同部は、現地の民政部と政治顧問機関の活動に伴い、日増しに朝鮮への関心を高めて独自の研究を開始するとともに、現地に指示を与えたのである。

さらに、ソ連の朝鮮政策をよりグローバルな観点から検討するためには、米ソ冷戦の起源とソ連の政策との関係にも注目することが必要である。第二次大戦後の朝鮮問題に関しては、1945年12月のモスクワ外相会議で米ソの合意が得られ、これを基礎として以後47年10月まで米ソ間の交渉が継続された。米ソの交渉は、朝鮮の統一政府構想、信託統治問題、朝鮮を代表する民主諸政党・社会団体の解釈をめぐる当初から難航したものの、その決裂の最終的要因は、米ソ両国の冷戦認識の深化に他ならなかったといえよう。

第1節 占領政策

1. 軍事目標

連合国は、カイロ宣言で朝鮮の戦後問題に初めて言及した。そこでは「前

記の三大国(米英中)は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」旨が述べられた。テヘラン会談ではスターリンも、この趣旨に賛同した⁽⁴⁾。

ヤルタ会談では、ソ連の対日参戦の条件が取り決められたが、その中に朝鮮問題は含まれなかった。ただし、米ソ首脳は会期中に私的な会合をもち、ルーズベルト大統領はスターリンに自己の朝鮮構想を打診した。ルーズベルトが、朝鮮人が自立の準備を整えるまでの間、信託統治の必要を述べると、スターリンはその期間が短ければ短いほどよいと答え、朝鮮に外国軍が駐留することのないよう要請したのである⁽⁵⁾。ソ連側としては、朝鮮に関してはアメリカと協力しながら、できるだけ早期に民族自決の独立国家を打ち立てることを前提にしていたものと思われる。

1945年2月から3月にかけて、ソ連軍総司令部は対日軍事作戦の策定を行った。日本をできるだけ早期に降伏させるためには、決定的な打撃を与えることが必要であった。そのために、三つの攻撃目標が検討された⁽⁶⁾。

第1には、日本本土の攻撃が考えられた。これは日本側の戦意喪失をもたらす上でもっとも望ましかったが、本土には日本の主力軍隊がいる以上、ソ連側の被る犠牲の大きさを考慮して断念された⁽⁷⁾。第2に、中国領土に侵攻することが検討された。しかし、中国全土には日本軍が分散しており、集中的な攻撃が難しいことや、ソ連領から華北を下ることが地勢的に厳しいことから、やはり断念された。こうして第3に、満洲の関東軍が攻撃目標として定められた。精鋭を誇る関東軍の壊滅は、日本の戦意を阻喪させ、迅速な降伏を促すものと期待されたのである。

満洲軍事作戦において、朝鮮の位置は当初補助的なものにすぎなかった⁽⁸⁾。朝鮮に関する作戦は、第一極東方面軍配下の第25軍と太平洋艦隊の守備範囲であったが、そのいずれも対日戦開始前には、朝鮮領内を占領する計画はなかった。朝鮮の主要都市・諸港を占領する任務が与えられたのは、戦闘開始後のことであり、ソ連軍の満洲侵攻が予想外に上首尾に運んだことと関連していた。

作戦によれば、第25軍は第一極東方面軍の最南翼に位置して、方面主力軍の進撃を援護する補助的な役割を与えられていた。そして第25軍の左翼分団が、満洲と朝鮮の国境線の交通を断ち、満州から朝鮮の港を経て日本に逃れようとする敵の退路を封じることになっていた。しかし戦況が順調であったために、8月10日に第一極東方面軍司令官メレツコフ元帥は作戦を変更して、第25軍に北朝鮮の主要な港を占領するよう命じたのである⁽⁹⁾。

他方、太平洋艦隊の任務は、空海から日本海沿岸の軍事基地を攻撃して、満洲、北朝鮮、日本を結ぶ海上交通を遮断することであった。しかし、8月10日には、極東軍総司令官ヴァシーリエフスキー元帥の指令を受け、当初の作戦を変更して第25軍よりも早く北朝鮮の主要諸港へ上陸を開始することになった⁽¹⁰⁾。

第25軍と太平洋艦隊は、8月17日までに敵軍の主要な軍事基地である雄基、羅津、清津を完全に制圧した。さらに8月19日に魚大津、22日には元山を平定し、こうして38度線以北にある日本軍の沿岸反攻拠点はずべて武装解除された⁽¹¹⁾。

ソ連軍が朝鮮領への進駐を行っている8月16日に、スターリンはトルーマン大統領から、米ソの占領分担を定めた「一般命令第1号」の内容を受け取った。それによれば、ソ連が武装解除を行う範囲は満洲、北緯38度線以北の朝鮮、それに樺太とされていた。スターリンはトルーマンへの返信で、「基本的には異存ない」としながら、この他に千島全島と北海道の北半分を含めるよう要求した。前者は受け入れられたが、後者は拒否された。朝鮮に関しては、そのまま米案が受け入れられたのである⁽¹²⁾。

この時スターリンが、米側の38度線提案をあっさり了承したことを意外とする見解もあるが⁽¹³⁾、軍事目標からすれば、スターリンに特別の不服はなかったと思われる。なぜなら対日宣戦前には、朝鮮領内への進軍は未確定であったし、戦闘開始後もあくまで沿岸の主要な軍事拠点を占領することが目的とされていたからである。実際、ソ連軍の進軍がきわめて順調であったにせよ、38度線に到達できたのはようやく9月初めのことであり⁽¹⁴⁾、ソ連側は、

その時までには当然アメリカ軍も朝鮮に進駐しているものと予想していたはずである。

さらに海上戦域については、これより早く8月5日に米ソの活動範囲が確定されていた。朝鮮海域における境界線は、ボルチン（болтин）岬を境に、その北で太平洋艦隊が、南で米海軍隊が活動するよう決められた。したがってソ連の戦艦が積極的な攻撃を展開できるのは、北朝鮮と南サハリンの沿岸に限定されていたのである。そして米航空隊は、北朝鮮領内の港湾に機雷を敷設するなど朝鮮での戦闘をすでに開始していた⁽¹⁵⁾。このような事情から推してもソ連は、朝鮮で単独の軍事行動をとることはありえず、アメリカと歩調を合わせることを当然の前提としていたものと判断される。

しかし実際には、9月15日まで米軍の進駐は行われなかった。ソ連軍は9月初めには38度線に達しており、第25軍司令官のチスチャコフは、南朝鮮から海路で撤退する日本軍を追撃するため、さらに38度線を越えて進撃するよう命じた。そして米軍到着前に、再び38度線以北へ引き返したのである⁽¹⁶⁾。

第25軍は戦闘中、何度か司令部を移動した。日本軍の武装解除がほぼ完了した8月20日には、朝鮮国境近くの中国吉林省の西南端にある延吉に司令部を移していた⁽¹⁷⁾。25日に第一極東方面軍司令官メレツコフは、9月1日に第25軍司令部を咸興もしくは平壤に移動するようチスチャコフに指示した。チスチャコフは平壤を選び、翌日視察のために同地へ赴いた⁽¹⁸⁾。こうしてソ連軍司令部は、平壤に本拠を定めて北朝鮮全域に占領行政を行う条件を整えたのである。

2. 占領行政の遂行

日本軍の武装解除を完了したソ連軍は、解放された朝鮮で政治的課題の解決に取り組むことになった。その大枠は、アメリカとの関係を損なうことなく、朝鮮に親ソの政権の樹立を実現することであったといえる。

アメリカとの関係に関していえば、ヤルタ及びポツダムの会議で、米ソの

グローバルな戦後構想の一致が確認されていた。各論的には、ポーランド問題、ドイツ及び日本の賠償問題、原爆管理の問題等々で議論を残していたが、その中で朝鮮問題の優先順位はきわめて低いものであったといえよう。極東情勢に関する米ソの関心は、専ら中国に集中されていたといってもよく、ヤルタ秘密協定の履行をめぐる米ソの駆け引きが展開されたが、8月9日に中ソ友好同盟条約が締結されたことにより、一応の決着をみたのである。

したがって、ソ連は朝鮮の占領政策でことさらアメリカとの関係を懸念する必要を感じることなく、38度線の以北で自己の政策に専念した。ソウル在住の領事館員たちの中には、いち早くアメリカの軍政に対する批判や疑念が生じていたようだったが¹⁹⁾、それがソ連の政策決定になんらかの影響を与えた形跡はみられない。

むしろ、1945年8月と9月におけるソ連の政治的関心は、いかに朝鮮住民にソ連の進駐を納得させ、朝鮮領内で親ソ的気運を醸成するかということに向けられていた。朝鮮に進軍した際、第25軍司令官のチスチャコフは、現地朝鮮人に向けてソ連の立場を次のように布告した。

「赤軍は、日本の略奪者たちを粉砕する目的で北朝鮮にやってきた。赤軍には、朝鮮に自己の秩序を導入したり朝鮮領土を獲得する目的はない。北朝鮮における私的及び公共の所有物は、ソ連軍政の保護下におかれている。ソ連軍司令部は、北朝鮮の領域で、日本植民統治の遺物を最終的に一掃し、民主主義と市民的自由の原則を強化する目的を有するあらゆる反日民主政党的設立と活動を許可している」⁽²⁰⁾。

当面の間ソ連軍司令部は、一方で、自己の社会主義的な制度を押しつけることなく朝鮮人の自発的な政治活動を尊重する穏和策をとりながら、他方で、親日的な旧支配層はあくまで厳しく摘発する強固な立場を堅持したものと考えられる。前者の政策は、司令部内に設けられたソ連民政部によって指導され、後者は北朝鮮各地に置かれたソ連軍衛戍司令部によって遂行された。

このような方針を策定し指示を行う権限は、ソ連軍内部の共産党機関に委ねられていた。元来ソ連軍の組織には、司令官から各部隊の兵卒に至る純軍

事的な指令系統の他に、軍事委員から末端の党員に至る共産党組織が並行して置かれており、この二重の指令系統が円滑に機能するように、戦争直前に大半の兵士が共産党員に編入された⁽²¹⁾。戦闘中は党組織を通じて、ソ連兵士の士気を高めるために政治教育が施され、占領地域の住民に対しては政治宣伝が行われた⁽²²⁾。そして戦争終結後には、ソ連軍の任務が占領行政という政治的課題に変わったため、ソ連軍内のイニシアチブは司令官以下の軍事系統から、党機関へと移譲されることになったのである。

朝鮮の管轄に即していえば、軍事面では、第一極東方面軍司令官のメレツコフに全権が委ねられ、その配下で第25軍司令官のチスチャコフが実際の戦闘を統率していた。他方、政治面では第一極東方面軍軍事委員（戦後は沿海州軍管区軍事委員）のシティコフがメレツコフに相当する政治的任務を担い、その配下で第25軍軍事委員のレベジェフが政治的課題を担当していた。朝鮮解放後には、シティコフが朝鮮問題に関する全面的責任を負い、レベジェフが具体的問題の対処にあたった。第25軍司令官のチスチャコフは、いわば現場監督として、彼らの政策の遂行に協力することになったのである⁽²³⁾。

解放された朝鮮各地では、道、都市、農村単位で住民が自発的に行政府を組織していった。それらの行政府は、人民委員会、人民政治委員会、建国準備委員会等々の呼称で呼ばれたが、いずれも旧支配層にかわって地域の民政を復興し、あるいは民族自決の新国家を興そうとする目的を抱いた自治的組織であった⁽²⁴⁾。

ソ連進駐軍は、各地域でそれら人民委員会の代表者と接触を図り、その活動を促し、技術面での援助を提供した。また、まだ自主的な人民委員会が組織されていない地域では、適当な知識分子を抜擢し、選挙方式によりながら人民委員会の結成を指導した。このようにして形成された人民委員会には、反日民主を掲げるさまざまな社会階層の代表者が含まれていた⁽²⁵⁾。ソ連は、一つには朝鮮住民への理解を示す必要から、また一つにはアメリカへの配慮から、あえて共産主義的な色合いの組織を押しつけることはしなかった。8月後半には、南北朝鮮の145の主要都市に人民委員会が成立していた⁽²⁶⁾。

9月に入ると、ソ連軍司令部は北朝鮮復興のために、これらの人民委員会を統率する系統的な施策の必要を感じた。旧支配層の日本人を一掃した後の朝鮮には、民政部門の復旧を指導できる専門知識をもった朝鮮人はほとんどいなかった。さらに、北朝鮮における貧困と文盲は、ソ連軍司令部の予想以上にひどい状態であった。第25軍司令官チヌチャコフは、こうした混乱に対処し北朝鮮を復旧するためには、軍内の専門家ではとても賄いきれないことをメレツコフに伝えた。こうしてほどなく、北朝鮮駐留のソ連軍司令部に、朝鮮の民政を専門に担当するソ連民政部が設置されることになったのである⁽²⁷⁾。

軍事委員シティコフがソ連民政部を統括した。ソ連民政部には、工業、農業、通信、交通、財政、司法、文化、保健等、一連の専門部課が設けられ、その責任者には、シティコフ自らが人選を行って、しかるべき専門家が任命された⁽²⁸⁾。民政部の部員たちは、北朝鮮のそれぞれの人民委員会に対して、建国と経済復興のためのプログラムを作成し、社会改革の準備と実施における指導を行った⁽²⁹⁾。

民政部と並んで、ソ連軍司令部には、政治顧問機関という比較的小さな機関も付設された。民政部が主として技術的な問題を扱ったのに対し、政治顧問機関には、その名が示すとおり政治任務が委ねられていた。この機関の職員たちは、朝鮮人指導者たちと密接な連絡を保ち、また、北のみならず南側の政治的気運を研究したり、アメリカ占領行政の性格を分析して、本国の外務省に報告を行った⁽³⁰⁾。

ソ連民政部と政治顧問機関の発足に伴い、北朝鮮では9月以降、各地の人民委員会がソ連の指導によって活動の歩調を整えることになった。北朝鮮の道や郡レベルでソ連の政策を徹底させるのに大きな役割を担っていたのは、ソ連軍衛戍司令部であった。1945年9月末には、北朝鮮の主要な地域に約54の衛戍司令部が置かれ、後にその数は113に増大したという⁽³¹⁾。衛戍司令部は、ソ連民政部長の直接の配下にあり、警察権力を掌握して治安維持を行い、また、ソ連の政策を説明するなど地域住民の政治教育も行った⁽³²⁾。

レベジェフの回想録には、「北朝鮮の人民政権がまだ形成途上にあったとき、ソ連軍衛戍司令部が各地に張り巡らされていたことが、朝鮮反動派の妨害活動を阻止することになった」と述べられているが⁽³³⁾、ソ連側が一手に警察権を掌握していたことは、ソ連の政策に反対する分子を徹底的に排除する上で好都合だったことはまちがいない。

ソ連としては、朝鮮に、できるだけ早期に民族自決の統一国家を樹立することを前提としていたため、占領行政をあまり長引かせることは望んでいなかった。それで朝鮮人の中に、ソ連の政策を代行し継承できる親ソ的な勢力を見だし、育成しておくことが必要であった。ソ連が信頼できる後継者として、イデオロギー的な靱帯をもつ朝鮮の共産主義者に注目したことは当然であったといえよう。

しかしソ連は、朝鮮国内の共産主義者たちを、あえて指導的地位に押し上げようとは考えなかった。それは第1には、国内共産党員の本拠地がアメリカの占領しているソウルにあったことから、彼らを激励するような政策をソ連がとることは対米関係上望ましくなかったためであり、第2に、国内派の共産主義者たちは何よりも民族主義者であって、必ずしもソ連の思惑の忠実な実行者であるとは限らなかったためであり、第3に、朝鮮国内の政治勢力において共産主義者は少数派であり、権威的存在とは言い難かったからである⁽³⁴⁾。

ソ連が自己の政策の後継者として選んだのは、国外でパルチザン軍として戦った朝鮮共産主義者たちであった。彼らは日本官憲の厳しい弾圧を逃れて国外に逃亡し、満洲で中国のパルチザン軍と合体して東北抗日聯軍を組織しながら日本との闘争を続けていた。しかし、日本側の徹底した弾圧にその活動は圧され、1941年以降、彼らの一部はソ連領内へ逃れねばならなかった。彼らはコミンテルン路線の忠実な実行者であり、ソ連の最も信頼できる盟友であった⁽³⁵⁾。

いくつかのソ連の記録によれば、国外でゲリラ戦を展開していたこれらの亡命朝鮮人が本国に帰国したのは、1945年9月のことである⁽³⁶⁾。それまで

の間、彼らのある者は満洲で対日戦を戦い、またある者は、亡命先のソ連領内で帰国の機会をうかがっていたものと推測される。ソ連にとっては、これらの朝鮮ゲリラ兵士たちは、戦後朝鮮政策における重要な持ち駒であった。それゆえ、まずはソ連が北朝鮮で占領体制を固め、その後、彼らを要所に配属してソ連の路線の後継者に育て上げようとの打算が働いたであろうことが想像されるのである。そして、そのような朝鮮人の筆頭として金日成の地歩が固められていったのである⁽³⁷⁾。

1945年10月10日には、北朝鮮の共産党員による秘密会議が開かれて、共産党北部朝鮮分局が設立された。その開催には、当然ソ連の指導があったものと思われる。そして、このような分局を設立する目的は、朝鮮共産党の国内派の影響力を弱め、亡命先から帰国した共産党員の地位を、ソ連の権威を背景としながら高めることであった。また、南朝鮮の共産党の活動と一線を画すことにより、南側の情勢に波及してアメリカをことさら刺激することなく、北朝鮮で単独に政策を推進することを可能ならしめた⁽³⁸⁾。

北部朝鮮分局の設立と前後して、北朝鮮ではソ連の指導を受けて、人民委員会職員会議が開催された。この会議は、各級人民委員会の統一的構成を策定し、定員を定め、直面する課題とその解決方法を公式化するものだった。要するに、来るべき国家創設のひな型であった⁽³⁹⁾。さらにこれを受け、人民政府樹立に向けての次のステップとして、10月から11月にかけて、10局の行政府がつくられ、各局をソ連人顧問が指導した。その要職には、ソ連の庇護を受けた朝鮮共産党員が配属された⁽⁴⁰⁾。

10月14日には、朝鮮解放を記念する大衆集會が開かれた。ソ連からはチスチャコフ司令官を筆頭とする司令部代表が参列し、レベジェフがソ連軍司令部を代表する演説を行った。その後朝鮮の各団体の代表が演説を行い、終わりに金日成が演説をした。それはソ連への感謝を述べたものであり、参列者からは嵐のような拍手がおこったという⁽⁴¹⁾。このような大衆大会においても、ソ連は金日成指導下の共産党員に対する権威付けを行い、朝鮮共産党員たちの地歩は着実に固められていったのである。

ソ連は、信頼に足る朝鮮共産党員たちに北朝鮮の行政を委ね、人民政府の輪郭を次第に明らかにさせながら、早晚アメリカと行われるであろう南北統一問題の交渉で有利な条件を得られるよう、政府建設の基礎を固め、その既成事実化を図ったのだと解釈できよう。

第2節 米ソ交渉

1. モスクワ協定の成立

朝鮮に進駐した米ソ両軍司令部は、しばらく相互に政策歩調を合わせることもなく、南北で独自の占領行政を行っていた。しかし占領地域を分ける北緯38度線は、米ソが日本の武装解除を引き受ける一時的な軍事境界線として設定されたにすぎず、もともと相互補完的な南北経済が、いつまでも遮断されたままでは米ソの占領政策にとっても不都合であった。米ソ軍政当局間の関係調整が不可欠だった。

米ソの協議はアメリカ側の主唱で行われた。当初アメリカは、現地司令官のホッジ将軍にソ連軍司令部との交渉を一任していたが、北朝鮮のソ連軍司令部に同様の権限がないことがわかると、モスクワ外相会議の議題にすることを提案し、ソ連側もこれを受け入れた⁽⁴²⁾。ソ連としては、朝鮮問題が現地レベルの交渉に委ねられ、なし崩し的に米軍政の方式が北朝鮮に及ぶことを防ぐためにも、政府間で朝鮮問題の原則を取り決めておくことを欲したのである。

1945年下旬にモスクワ外相会議が開かれた。朝鮮問題に関する米ソの立場は、カイロ宣言とこれを確認するポツダム宣言を踏まえ、朝鮮の統一独立を公約する点において一致していた。交渉の焦点は、南北に分断されている朝鮮をいかなる方式で統一し、いかなる時期にその独立を実現するかということにあった。

まずアメリカが原案を出した。その内容はおよそ以下のようなものであった。南北朝鮮間には実質的な調整や連絡がないため、アメリカの占領行政に不都合が生じている。両地区は交通を再開して、電力や資源や商品の交換を行い、朝鮮全土の統一的な財政の確立を図ることが必要である。そのために、米政府は、米ソ両軍司令官の下におかれる統一的な行政府を設立することを提案する。朝鮮人は可能な範囲で、軍司令官の助言者、顧問、行政官として統一行政府で利用されることが考えられる。ついで米英中ソ4カ国の合意の下に、信託統治を行う。その期間は5年以内、ただし朝鮮人自らが独立政府をもてるまでの準備に必要なならば、さらに5年以内の延長を認める。要するに米案によれば、朝鮮の統一はまず米ソの軍司令官を頂く占領行政府のもとで行われ、ついで米英中ソ4カ国の信託統治に移管されるのであり、朝鮮人が自身の政府を樹立して真に独立を達成するのは、その後5年、長ければ10年先のこととされたのであった⁽⁴³⁾。

これ対してソ連代表のモロトフ外相は、現地地の米ソ軍司令部が協力すべき緊急の課題が存在すること、及び信託統治を行うことに賛意を表し、米案を検討した上でソ連の対案を示すことを約束した。そして同日夜に、それを作成して提出した⁽⁴⁴⁾。

ソ連案が米案と大きく異なる点は、第1に、統治における朝鮮人の参加を大幅に見込んでいること、第2に、信託統治の期間を最大限5年に限定したこと、そして第3に、信託統治における政策案の最終的な決議が、4カ国の採決でなく米ソ間でなされることをはっきりさせた点であった。すなわち同案によれば、米ソは共同委員会を発足して、朝鮮領内の民主的な諸政党及び社会团体と協議しながら施策を行い、臨時朝鮮政府の樹立を準備する。そして同委員会は臨時朝鮮政府や朝鮮人の民主的組織の参加のもとに、5年以内の信託統治を行うとされたのである⁽⁴⁵⁾。

ソ連側は、対日問題を協議する極東委員会が、結局はマッカーサーの推進する政策の追認機関になっている事実を苦々しく感じており、朝鮮では同じ轍を踏まぬことが肝心であった。そのため朝鮮の信託統治における最終的な

権限を、米ソ二国で分け持つことが重要であると考えたのである⁽⁴⁶⁾。さらにソ連が朝鮮人の政治参加を尊重し、信託期間の短縮を主張した背景には、独立を渴望する朝鮮人の民族感情に対して、ソ連側がアメリカ以上に敏感であったことを指摘できよう。それと同時に、ソ連軍の北朝鮮における占領政策が上首尾に遂行されていたことも密接に関係していたと考えられる。北朝鮮のソ連軍司令部が自らを占領軍ではなく解放者であり助言者であると称して、いち早く北朝鮮の民主勢力の権力基盤を固めていったことは、南で米軍政が朝鮮人の政治活動を厳しく抑圧していたことと好対照をなしていた。こうした事情は、早晩、朝鮮人の統一政府を樹立するに際して、北朝鮮でいち早く既成事実を積み上げたソ連側に有利に働くはずであった。

アメリカ側はソ連の提案に対して、信託統治の際イギリスと中国の提案も検討されることを明記するよう希望したのみで、その他はすんなり受け入れた⁽⁴⁷⁾。その結果、1945年12月27日に公表されたモスクワ合意の朝鮮に関する条文（以下、モスクワ協定と略記する）では、ソ連の提案がほぼそのまま生かされたのである⁽⁴⁸⁾。

当時の米ソ間には、いまだに協調の精神が生きており、その上にこの協定は成り立っていた。米ソ政府からすれば一辺境にすぎぬ朝鮮の統一問題が、両国の威信を賭けた外交問題に発展するとは、当時はまだ十分に認識されていなかった。そのため米ソ政府代表は、ひとたびここに合意が成立した以上、残る今後の問題を、現地の米ソ軍司令部間の実務交渉に一任したのである。

2. 米ソ軍司令部予備会談

1946年1月16日から2月5日までソウルで、米ソ軍司令部間の予備会談が開かれた。これはモスクワ協定の第4項に従うものであり、現地の米ソ当局が南北朝鮮における緊急の課題に対処するため、経済・行政分野で協力体制を打ち立てることを目的としていた⁽⁴⁹⁾。

会談は友好的とはいえない雰囲気の中で始められねばならなかった。その

原因は、モスクワ協定が公表され、その中の信託統治案が朝鮮住民に明らかにされたことから生じた問題にあった。アメリカ軍政下の南朝鮮では、信託統治が朝鮮を再び従属の地位に縛るものであるとして、連日抗議集会が開かれ、モスクワ協定に反対する運動が広がり、やがて、信託統治の押し付けの責任がソ連にあるとする新聞論調まで現われた⁽⁵⁰⁾。

1946年1月12日には、ソ連政府機関紙『イズベスチヤ』がB.スモレンスキー署名の論文を掲載して南朝鮮に対する論評を行った。すなわち、モスクワ協定の信託統治案はあくまで朝鮮の統一と独立を目指すものであり、進歩的世論がこれを歓迎しているのに対して、反動勢力のリーダーたる李承晩と「臨時政府」なるものを率いる金九が政治的対立を煽っていると非難した。

さらに1月22日付『イズベスチヤ』は、南朝鮮からのタス通信を伝えて、金九と李承晩が主導する自称「政府」の挑発行為が絶えないが、その目的はモスクワ協定の破棄と内戦の扇動とソ連への敵対であると断じた。そして、このような反動派によるデモンストレーションを罰しないばかりか、鼓舞するようなアメリカ軍政の政策に不信の念を表明したのである。

翌23日に、スターリンはハリマン駐ソ米大使と会見した。その際スターリンは、朝鮮から送られてきた電文を読み上げて、南朝鮮における反信託統治運動をアメリカ軍政部が指導している事実を指摘し、ソ連政府としては、信託統治を主張したのがソ連のみだという見解を否定せざるを得ないと警告した⁽⁵¹⁾。それは2日後の25日付『イズベスチヤ』紙上で実現した。同紙は、アメリカ軍政の監督下にある南朝鮮の新聞が、信託統治決定の責任がソ連のみにあり、アメリカはそれに反対したかのような報道をしているが、それが全く事実に反すると述べた。そしてモスクワ外相会議における朝鮮問題の審議過程を明かし、当初アメリカ側が10年の信託期間を見込んだのに対し、ソ連の対案によって5年以内に短縮されたことなどを伝えた⁽⁵²⁾。この事実経過の報道には、アメリカとしても反論の余地はなかったため、南朝鮮における反ソ運動の根柢は覆されざるを得なかった⁽⁵³⁾。

米ソ軍司令部予備会談は、このような陰阻な情勢の中で行われた。しかも

会議の代表者は、現地当局者として、情勢悪化に直接の原因を負い、また利害の対立を肌で感じる立場にあっただけに、会議の進行は一層困難にならざるを得なかったといえよう。結論を言えば、会議はほとんどみるべき成果を得られず、むしろ米ソの利害対立を浮き彫りにした。この会議でソ連側は、食糧である米を南から調達できるよう取り決められることを最大の目標としていた。元来、朝鮮は、北において工業が発達し、南において農業が盛んであった。その上この年は干ばつに見舞われた。そのため南北の流通が遮蔽された状態の中で、北住民の食糧が払底していた。そこでソ連は北から南に電力及び工業製品を供給することと引き換えに、米の補給を望んだのである。しかしアメリカ側は、南にはそうする余裕がないこと、また北側は十分に自給できるはずだということを根拠にこれを拒否した。逆にアメリカ側は、米ソの軍司令部を併合して、南北別個に行われている行政を統一しようと提案した。ソ連代表は、米軍政に朝鮮問題の主導権を与えかねないこのような提案を受け入れることはできなかった⁽⁵⁴⁾。

結局米ソ代表は、公表された共同コミュニケの中で、5項目の合意事項を列挙したが、得られた成果は些事の問題にとどまり、今後の交渉は、モスクワ協定の2項目で定められた米ソ共同委員会の発足を待つことになった⁽⁵⁵⁾。

米ソ軍司令部代表者会議の結果、次の諸点が明らかになったといえよう。その一つは、信託統治問題が朝鮮人の議論の焦点になり、とりわけ南において広範な反対運動を呼び起こしたことから、米ソともに、信託統治を正当化することが困難になったことである。米ソ軍司令部がそれぞれの占領地域で現地住民の支持を得るためには、彼らの主権回復を保証する具体的な処置を講ずることが必要であった。第2に、米ソ軍司令部の交渉において双方に満足のゆく、共同の施策を見いだすことが極めて困難になったことである。アメリカは南における政策を譲らず、ソ連も北における権力を弱めるつもりはなかった。米ソ司令部は、高まる朝鮮のナショナリズムを組織し、その圧力をもって臨む以外に、交渉において有利な展開をもたらすことができそうになかった。こうして米ソ両軍司令部は、それぞれ南北で単独に、朝鮮の主権

を代表しうる現地勢力の陣容を整えていった。

1946年初頭までは、ソ連も北朝鮮で比較的穏健な政策をとっており、反対世論に対して必ずしも弾圧的ではなかったように思われる。例えば、1946年2月末にシティコフが平壤のソ連軍司令部にやってきた際、チスチャコフ司令官は彼に北朝鮮の情勢を報告して、モスクワ協定の内容が必ずしも住民の理解を得られていないこと、とりわけ古参の有力な政治指導者である曹晩植が反対していることを伝えたのであったが、当時のソ連軍司令部は、これら北朝鮮の反対派を断固排除するのではなく、その対応に苦慮していたことをうかがわせる。だがこれを聞いたシティコフは、曹晩植のような人間は何百人もおり、今後一再ならず攻撃を加えてくるはずだから警戒心を怠ってはならず、階級闘争を強化するよう指示したのである⁽⁵⁶⁾。シティコフの立場は、対米交渉の結果、ソ連指導部がもはやアメリカの政策を尊重する必要はないと判断し、むしろ北における強固な親ソ勢力を楯に、ソ連側の正当性を高めようとする政策へ転じたことを反映したものと判断される。

北朝鮮では1946年2月8日と9日の2日間、北朝鮮各政党、社会团体、各行政局、各道、市郡人民委員会代表が参集して協議会が開催され、金日成を委員長とする北朝鮮臨時人民委員会が結成された。これは北朝鮮を代表する行政機関であり、将来の朝鮮民主政府の基礎となるものとされた。その当面の課題は、北朝鮮全土にわたって反民主主義的分子を一掃し、土地改革を実行し、各種産業や交通の復旧を行うこと等であった⁽⁵⁷⁾。

北朝鮮臨時人民委員会の樹立は、北朝鮮の政治代表者たちの発議によるものとされたが、その背後にソ連の指導があったことは間違いなからう。当時、北朝鮮におけるソ連民政部の司法課長であったシシュチニンは、回想記の中で、「北朝鮮臨時人民委員会が結成されると……ソ連民政部の活動の性格も根本的に改まった。その全職員たちはいまや顧問の立場に変わった。我々は諸問題の最良の解決方法を共に協議し、説明し、示唆したが、最終的な決定権は朝鮮人の機関とその責任者に委ねられた」と述べている⁽⁵⁸⁾。また、チスチャコフの回想によれば、「[北朝鮮に滞在中の]シティコフは、北朝鮮臨

時人民委員会の要求を詳細に検討した。彼らが準備した『土地法』、『北朝鮮勤労者のための労働法』、『産業、鉄道及び他の交通機関、通信、銀行、その他の国有化法』の草案について知らされると、彼は多くの点で朝鮮の同志達を助けた」という⁽⁵⁹⁾。すなわちソ連としては、北朝鮮全域に及ぶ抜本的改革を遂行する上で、朝鮮人自らが先導しているのだという姿勢を示すことは、ソ連への抵抗を弱めるのに役立つのみならず、将来の朝鮮政府の形を先取りし、アメリカの機先を制する効果があるものと判断したのであろう。

3. 米ソ共同委員会

1946年3月20日に、ソウルで米ソ共同委員会が発足した。米ソともに5名からなる代表団と専門技術要員及び顧問が参加した。団長は、予備会談と同じくソ連側がシティコフ大将、アメリカ側はアーノルド少将であった。モスクワ協定の第2項及び第3項を実行に移すことが、この委員会の主題であった⁽⁶⁰⁾。

先の予備会談以来、米ソ軍司令部は自己の占領政策を譲歩する意思をもたず、この共同委員会でも容易に合意点を見いだすことができなかった。3月25日から29日の第3回会談において、ようやく作業の手順に関する一致を見た。4月1日に公表された共同コミュニケ第3号によれば、作業は2段階に分けて行われ、第1段階ではモスクワ協定の第2項、第2段階では同協定の第3項を実施することで合意を得た。さらに第1段階には、(1)朝鮮の各民主政党政党、社会団体との協議の条件と手順、(2)臨時朝鮮民主政府及び地方機関の構成と諸原則案の策定、(3)臨時朝鮮民主政府の政治綱領及び諸政策の原案作成、(4)臨時朝鮮民主政府の人事案の作成、が含まれることになった。これらの作業に対応した小委員会が設けられることも合意された⁽⁶¹⁾。

しかし米ソは、第1段階の(1)の条件、すなわち米ソ共同委員会は、いかなる朝鮮の諸政党・社会団体を協議の対象とすべきかをめぐって、大きく対立した。アメリカ側は、南側の朝鮮人代表を、李承晩を議長とする代表民主議

院に一元化したいと提案した。ソ連側は米軍政の傀儡である民主議院が南を代表することを認めず、個々の政党・社会団体が独自に協議する権利をもつと主張した。ただしソ連側は、モスクワ協定に賛成した朝鮮代表のみを協議対象とすべきだとの立場を堅持した。これに対してアメリカは、あらゆる朝鮮人に言論の自由を保障すべきであり、たとえモスクワ協定に反対を表明する組織であろうと、協議の資格を剥奪すべきでないと論じて譲らなかった⁽⁶²⁾。

4月5日にソ連は折衷案を出し、今までモスクワ協定に反対していた諸政党・社会団体であってもその誤りを認め同協定への支持を宣明するならば、協議の対象としてもよいと提案した。その後討議を継続した結果、4月17日に共同委員会は、モスクワ協定への支持声明に署名する真に民主的な朝鮮の諸政党・社会団体を協議対象とする決議を採択し、4月19日付の共同コミュニケ第5号に公表した。ようやく共同委員会の作業も好転したかに思われ、ソ連は北朝鮮において、アメリカは南朝鮮で、協議への参加資格がある朝鮮の民主諸政党・社会団体のリストの作成に入った⁽⁶³⁾。

しかし双方が提出したリストを比較したとき、再度、米ソの立場の相違が歴然とした。ソ連側は、共同コミュニケ第5号で決められた朝鮮代表を、信託統治を含めモスクワ協定の履行を完全に遵守しようとする者に限ると解釈していた。だがアメリカ側の理解によれば、「共同声明書の第5号に発表された決議は信託統治支持を要求したのではなく、かえって信託統治が行われることになればそれに関する対策案を作成するように、各政党と団体の協力を要求したのである。換言すれば、共同委員が信託統治に対する推薦案を作成するときに、政党や団体などは自由に自分たちの信託反対の意思を發表することができる」⁽⁶⁴⁾とされたのである。アメリカ側の提出した20の諸政党・社会団体の内、ソ連の評価に従うなら、真に民主的といえるものは三つにとどまり、他の17の組織はいずれも、モスクワ協定に反対を表明している反動的な「民主議院」の構成メンバーであった⁽⁶⁵⁾。

民主議院は、共同コミュニケ第5号の決定に支持の署名を行い米ソ共同委

員会に協力はするが、臨時政府設立後には信託統治に反対意思を表明することを宣言していた。それゆえソ連側代表は、民主議院に関連するあらゆる諸政党・社会団体は、協議対象としての資格がないと主張した。この問題について米ソ双方の譲歩は見いだせず、5月6日には、米国代表の要求に従い、共同委員会は無期休会を告げられた⁽⁶⁶⁾。

1945年12月のモスクワ外相会議で得られた米ソの合意は、その遂行作業を朝鮮に駐留する米ソ両軍司令部が担う中で、修復しがたいほどに形骸化されてしまった。その理由は、当初米ソ政府が楽観した以上に、現地司令部と朝鮮住民との関係が複雑であり、とりわけアメリカが軍政を布いていた南朝鮮で、反信託運動が御しがたく高揚し、モスクワ協定の基盤を掘り崩していったことであった。モスクワ会議において信託統治に積極的であったのは、むしろアメリカ側であった。しかし米軍政は、反託を呼号する南朝鮮のナショナリズムの中で自らの地位を保持するために、モスクワ協定からの逸脱を辞さなかった。ソ連にとってこれはアメリカ側の背信であった。南における反託運動は親米反ソと結び付けられたから、いまやソ連側が信託統治の擁護に回ることになった。米ソ両司令部間の不信は、それぞれの占領地区におけるナショナリズムと密接に絡んでいただけに、米ソ政府間よりも深刻であった。その意味で、現地の米ソ両軍司令部は、いち早く冷戦認識を形成していたといつてよい。

朝鮮問題は、もはや現地の米ソ司令部間で解決できる問題ではなくなっていた。現地の冷戦認識は米ソ政府の政策転換を余儀なくさせた。こうして米ソ共同委員会の決裂後、米ソ政府は包括的な冷戦政策の観点から、朝鮮問題を新たに評価し直すことになったと判断される。

第3節 冷戦政策の中で

1. 外務省の活動

ソ連の政府機関である外務省が、朝鮮政策を策定する上でいかなる役割を果たしたかについては、当時外務省で直接朝鮮問題を担当していたB. H. ペトゥホフの回想録『朝鮮の統一独立闘争の起源に立ち会って』（モスクワ、1987年）である程度知ることができる。以下では、主として同書に依りながら、外務省の活動を概観したい。

第二次大戦終結直後の外務省は、朝鮮に関して特別に顧慮することがなかったといつてよい。外務省内では、第二極東部が日本その他のアジア諸国を担当しており、その管轄も含まれていた。同部の活動の大半は、日本の敗戦処理問題に向けられていた⁽⁶⁷⁾。

第二極東部が朝鮮問題に関心をもつようになったのは、1945年9月に北朝鮮で、ソ連民政部と政治顧問機関が発足したことと関連していた。これらの現地機関は、モスクワに朝鮮の複雑な情勢を伝え、政策提言を行ったり、支援を求めてきたりしたために、外務省は他の政府機関と連絡をとりながら、現地に指示を与える必要が生じたのである⁽⁶⁸⁾。

当時、第二極東部を率いていたのはM. A. ジューコフだったが、まもなく彼がチリ大使になったため、H. H. ゲネラロフが引き継いだ。副部長はE. Γ. ザプロジンであった。これらの責任者と配下の職員たちは、北朝鮮のソ連軍事司令部の活動に対応して、ますます朝鮮問題に取り組むことを要請されるようになった。現地指導のための責任ある文書を作成したり、朝鮮情勢に関するその場しのぎでない徹底した分析を行える専門要員をもつ必要があった。その要員の一人として、この年に高等外交学校（現在の外務省外交学院）を修了したばかりのペトゥホフが選ばれた⁽⁶⁹⁾。

ペトゥホフをはじめとして、朝鮮問題を委託された第二極東部のメンバー

の誰も、過去に朝鮮を研究したことのある者はいなかったという。それで彼らは朝鮮に関する理解と知識の空白を、いわば事の成りゆきに従って補わなければならなかった。戦後直後のソ連には、ソ連の著者による朝鮮政治の本格的な研究はほとんど見あたらなかった。そこで彼らは、主として日本とアメリカの研究に依拠し、その中から不可欠の事実資料を見だし、「マルクス・レーニン主義的見地から批判的に検討した」⁽⁷⁰⁾。

1945年末まで朝鮮に関する外務省の関心と任務は、北朝鮮に駐留しているソ連軍司令部と情報を交換し、モスクワ外相会議のための資料を作成することであったと思われる。しかし46年初頭に米ソ軍司令部準備交渉が挫折すると、米ソ両軍事司令部が協力して南北朝鮮の流通を再開し、相互の経済協力をはかる可能性が断たれたために、ソ連は独自に北朝鮮を援助する必要に迫られた。北朝鮮の復旧を目的としたソ連の物資及び専門家を供給し、北朝鮮との通商関係を組織することが外務省の任務に加わった。例えばソ連のある資料は、北朝鮮への援助について次のように語っている。「ソ連は1946年の干ばつと相まった戦後の困難を克服しつつある中でもなお、極東の隣人を援助する方途を見いだそうと努めた。1946年6月10日～14日だけでソ連は北朝鮮に1万6000トンの食糧、1500トンの米、5トンの石油、410トンの機械油、875キログラムの蚕卵を送った」⁽⁷¹⁾。こうした援助には、ソ連が米国の極東政策との対抗上、朝鮮を新たに重要な戦略拠点として位置づけたことが反映されていたのはいうまでもなからう。

ソ連軍が朝鮮に進駐してから1945年末まで、ソ連の報道機関が朝鮮の政治情勢を論評することは全くなかった。朝鮮からの報道がソ連の中央機関紙に掲載された最初のものは、46年1月10日付『イズベスチヤ』の記事であり、それは平壤でモスクワ協定を支持する大衆集会が開かれたことを伝える内容であって、南朝鮮の反対派の動きについてはなんら言及されなかった。

朝鮮問題をめぐる米ソ対立が顕在化するに従い、ソ連指導部は朝鮮に関する政治報道と対外的プロパガンダの必要を感じるようになった。当時外務省及びソ連情報局の次官を兼任していたC. A. ロゾフスキーがそのための責

任者となり、第二極東部で朝鮮問題を担当していたペトゥホフに命じて、朝鮮情勢についての論評を執筆させた。それはロヅフスキーの加筆を経て、46年1月12日付『イズベスチヤ』にB. スモレンスキーという仮名で掲載された。その内容は、朝鮮解放の意義を歴史的に遡及して論じるとともに、南朝鮮の金九、李承晩らモスクワ協定に異を唱える反動派を非難するものであった⁽⁷²⁾。スモレンスキー署名の論評はこの他にも、46年3月13日付『プラウダ』（表題「朝鮮民族に対する権力の僭称者たち」）、同年5月22日付『プラウダ』（表題「北朝鮮の情勢」）、同年6月3日付『プラウダ』（表題「臨時朝鮮政府設立の問題について」）、同年11月16日付『プラウダ』（表題「朝鮮情勢について」）に掲載されたが、いずれもソ連政府の公式見解を表明したものだと思なすことができよう。

外務省は朝鮮の情報を、主として北朝鮮のソ連民政部と政治顧問機関の報告を通じて入手していたが、その他にも、朝鮮から戻ったソ連人職員とその都度会って話す機会を活用した。第二極東部のメンバーにとってもとりわけ有益だったのは、政治顧問機関副官のA. H. シャブシンの対談であったという。シャブシンは1946年夏に休暇でモスクワに戻った際、外務省を訪問したが、ペトゥホフをはじめとする外務省の朝鮮担当官たちはこの時初めて彼と対面し、その後長年にわたって密接な協力関係をもつことになった。シャブシンは、朝鮮の複雑な情勢や特殊性について、平壤に勤務するソ連人職員の中でもっとも通じていた。彼は39年から48年1月までずっと北朝鮮で活動し、長年ソウルのソ連領事館の副領事を務めた。また彼は朝鮮の政治活動家との広範な交流をもち、朝鮮の勤労大衆の感情をよく理解していたために、活動家たちの尊敬を受け、彼らから現地情勢の調査に有益な情報を得ることができたという⁽⁷³⁾。外務省のメンバーは、シャブシン等が伝えるこれら最新の現地情報を比較検討しつつ、国際情勢における朝鮮問題の位置づけを行ったものと思われる。

1946年5月に米ソ共同委員会が決裂して以来、朝鮮に関する米ソ交渉は途絶えていたが、同年10月31日付『プラウダ』は、朝鮮駐留の米ソ司令部間で、

交渉再開のための書簡が交換されていることを明らかにした。12月19日付『ブラウダ』では、米司令官ホッジによる再開の条件と、それに対するソ連司令官チスチャコフの対案が伝えられた。結局ホッジが12月24日付書簡でソ連案を一部修正して受け入れることに同意したため、両者の立場はかなり近づいた。だが、2月28日付のチスチャコフの書簡に対する米司令部からの回答がないまま、現地司令部間のやり取りは途絶えた⁽⁷⁴⁾。

1947年4月8日、マーシャル米国務長官がモロトフ外相に書簡を送り、改めて米ソ共同委員会再開の申し入れを行った⁽⁷⁵⁾。朝鮮に関する米ソ折衝は、外相レベルに格上げされたのである。モロトフは4月19日付の返信で、再開のための3条件を提示し、5月20日にソウルで共同委員会の作業を再開して、7月か8月に同委員会が、朝鮮臨時政府設立案を米ソ政府に提出することにしてはどうかと提案した⁽⁷⁶⁾。これに対してマーシャルは、モロトフの提案に対する自分の理解の確認を求めるとともに、米政府が現在、「朝鮮の経済復興と文化的、政治的発展の具体的な計画を検討中である」旨伝えた⁽⁷⁷⁾。モロトフはマーシャルの解釈を了解し、さらに、前年12月24日付書簡でホッジ司令官が提示したソ連案の修正を受け入れると述べた。また、朝鮮の復興計画については、共同委員会の作業後、米ソ政府だけでなく、臨時朝鮮政府の代表も参加すべきことを念押しした⁽⁷⁸⁾。こうして、ともかくも1947年5月21日に、米ソ共同委員会（以下、便宜上「第二次」共同委員会とする）は再開されることになったのである。

ソ連外務省の指導部は、共同委員会再開の見込みが出てきた1946年末に、組織の再編を行って、朝鮮問題の管轄を従来の第二極東部から、中国やモンゴルを扱う第一極東部へ移した。この処置は、ソ連が冷戦認識を深める中で、朝鮮を自己陣営にはっきりと組み入れたことを示していたといえよう。これに伴い、朝鮮担当のペトゥホフも第二極東部から第一極東部へ転属された⁽⁷⁹⁾。当時、第一極東部を率いていたのは「. И. トウンキンであった。彼はイラン駐在のソ連領事、カナダのソ連大使館顧問、ソ連外務省中央機関の重職を歴任して、45年以来第一極東部の部長を務めていた。1947年初頭に

第一極東部は共同委員会を再開するための準備に入るよう指令を受けたため、トゥンキンの指導下で、その作業が進められたのである⁽⁸⁰⁾。

第二次米ソ共同委員会には、ソ連外務省を代表してトゥンキンが参加し、ペトッホフも随行した⁽⁸¹⁾。この委員会は名目上、先の共同委員会（1946年3月20日～5月6日）の再開とされたが、少なくともソ連に関する限り、現地の軍司令部から第一極東部の部長が直談判する外交交渉へと格上げされていた⁽⁸²⁾。

2. 第二次米ソ共同委員会

共同委員会は5月22日に作業の手順を取り決めて、まず第1に、モスクワ協定第2項に従い朝鮮臨時民主政府の創設構想を準備することになった。その構想には、(1)臨時政府の形態、構成、人員、(2)臨時政府が遵守すべき基本法規の準備、(3)臨時政府の政治綱領の策定が含まれることとし、その遂行のために三つの小委員会が設置されることが決められた⁽⁸³⁾。

だが米ソは、先の共同委員会の場合と同じく、朝鮮臨時政府の設立に関する協議に、いかなる朝鮮の民主諸政党・社会団体を参加させるかという問題でたちまち対立した。6月7日にはいったん「南北朝鮮民主諸政党・社会団体との協議に関する規定」が合意され、共同コミュニケとして発表されたものの⁽⁸⁴⁾、米ソは協議対象のリストに入れるべき諸政党・社会団体の性格や総数については、全く折り合わなかったのである。

ソ連側は、モスクワ協定を遵守し、モロトフ外相とマーシャル国務長官の往復書簡による合意を基礎に据えるよう主張した。そして、モスクワ協定に賛同する宣言をして、以後それに敵対する行為をとらない民主諸政党・社会団体とのみ協議すべきだとした。これに対してアメリカ側は、モスクワ協定の信託統治案に反対する「反託闘争委員会」に加盟する諸政党・社会団体を参加させることを望んだだけでなく、企業や会社組織、教育や研究団体、地方機関、町内会などソ連側からみて社会団体とはいえない組織や、実際には

存在しない架空の団体をも加えようとした。しかも、しばしばそれらの団体の加入者数は大幅に水増しされたものだった⁽⁸⁵⁾。

朝鮮の民主諸政党・社会团体との協議に関する議論は、一進一退を繰り返しながら、結局10月に共同委員会が最終的に決裂するまで続けられた。米ソ間で合意が得られる見込みがなくなると、共同委員会は米ソが自己の正当性を朝鮮人にアピールする場となった。当初は米ソが合意事項を共同コミュニケで発表することになっていたが、アメリカ側が7月17日に単独の声明を発すると、ソ連も対抗上、7月21日にシティコフ団長の記者会見を行った。7月31日にブラウン米代表が記者会見を行うと、8月4日にシティコフが記者会見を開いてソ連の立場を擁護するという具合であった。さらにシティコフは8月20日の共同委員会の席上、南朝鮮で民主諸政党の指導者たちが大量逮捕されたことに対する抗議の声明を行った⁽⁸⁶⁾。

8月から9月初頭にかけて米ソ政府は公開書簡を取り交わした。アメリカ政府は朝鮮問題を米英中ソ4カ国の討議にかけることを提案したが、モロトフソ連外相は、モスクワ協定に従えば、英中はあくまで米ソ共同委員会の政策案を最終的に審議する段階で参加すべきであり、アメリカの提案は受け入れられないとした⁽⁸⁷⁾。

9月23日にアメリカ代表は、朝鮮問題を国連に付託することを声明した。これは対ソ交渉の行詰りを、国際場裡で、他の連合諸国の圧力によって打開することを企図したものであった。さらに見越される朝鮮分断の責任を、アメリカが負うのではなく、国際問題に転嫁しようという意図もあったといえよう。これに対してソ連代表は、政府指導部の指示を受けて9月26日に共同委員会で、米ソ両軍を1948年初頭までに全軍撤退し、朝鮮政府の設立問題をすべて朝鮮民族自らの手に委ねるべきことを提唱した⁽⁸⁸⁾。この撤退案は、ソ連が朝鮮民族の独立の真の支持者であることを朝鮮人に示すプロパガンダであるとともに、南朝鮮における米軍政と、その庇護を受ける朝鮮指導者の立場に圧力かける目的をもっていと判断される。

10月18日、米代表は国連に提出する朝鮮問題案をソ連に知らせると同時に、

国連開催まで米ソ間の交渉を中止することを申し出た。こうして米ソ共同委員会は最終的に決裂し、ソ連代表は10月21日にソウルを離れたのである⁽⁸⁹⁾。

第二次米ソ共同委員会は、前回の共同委員会の議論を終始蒸し返すにとどまり、米ソの具体的な合意が得られないままに終結した。米ソ双方の代表者は、いかなる朝鮮の諸政党・社会团体と協議するかをめぐる議論で自己の立場を譲らなかった。米ソはすでに1946年を通じて冷戦認識を深めており、再開された共同委員会でも、当初から相手の政策に譲歩する意図はなかったのだといえる。それならばなぜ、米ソは再びここに共同委員会を開催し、前回の論点を繰り返す必要があったのか。

米ソにとって朝鮮統一の可能性は、すでに前回の共同委員会の決裂以来、ほとんど望むべくもなかった。それゆえ1946年を通じ、米ソは南北朝鮮でそれぞれ単独政権樹立のための既成事実を積み重ねてきたのであった。再開された共同委員会の目的は、朝鮮の統一ではなかった。米ソが交渉の場を必要とした理由は別にあった。すなわち米ソは、南北朝鮮の分断と、それぞれにおける単独政権の樹立を自らの責任とするのではなく、あくまで朝鮮民族の合意と決意に基づく結果だとすることが必要であった。それは朝鮮人のナショナリズムに対処するためにも、また、自国の政策を正当化させる上でも、必須の要請であった。米ソが臨時政府に関する討議にいかなる朝鮮の代表者を加えるかに固執した理由もそこにあった。そして互いの条件を相手に呑ませることが不可能とわかると、米ソは朝鮮人への直接的なアピールを重視するに至ったのである。

米ソ共同委員会の結果はソ連にとって必ずしも失敗ではなかった。むしろ予期した成果を取め得たというべきかもしれない。なぜならソ連はこの交渉で、アメリカの政策が北朝鮮に及ぶ余地を完全に封じたからであり、さらに、モスクワ協定の遵守という点でソ連の立場がアメリカに比べ一貫していたことは、朝鮮の民主勢力と国際世論にソ連の正当性をアピールする上で、きわめて役立ったといえるからである⁽⁹⁰⁾。

3. 単独政権樹立に向けて

ソ連が南北朝鮮の統一を断念し、北朝鮮における単独政権の樹立を決意した時期がいつであるかを一次資料で明示することはできない。しかし、1946年5月に米ソ共同委員会が決裂する頃には、その意思を固めていたのではない。なぜならこの時期には、朝鮮だけでなく中国情勢においても米ソの冷戦気運がにわかに高まっていたからである。中国では、46年に入ると国民政府による反ソ運動が広範に展開され、ソ連政府は46年3月から4月に満洲南部の主要都市に在住するソ連人職員の大半を召還する処置をとっていた⁽⁹¹⁾。米ソの合意に基づくヤルタ協定は、中国において早くも破綻していたのである。中国情勢が不確定化する中で、満洲を地勢的に包囲しているソ連極東部、外モンゴルと並び、北朝鮮の戦略的位置が再検討されることになったと想像される。

ソ連による北朝鮮の単独樹立構想は、あくまで北朝鮮人自身のイニシアチブで進められるという形をとった。北朝鮮の中央行政機関である臨時人民委員会は、1946年2月の政治綱領に従って一連の根本的社会改革を行った。3月5日には土地改革法が採択され、わずか1カ月で土地改革が完了された。同年8月10日に臨時人民委員会は、かつて日本が所有していた全設備を国有化する法案を採択し、あらゆる工業施設、鉱山、炭坑、発電所、鉄道その他の交通機関、通信手段、銀行、文化施設等は無償で没収し、国有化した⁽⁹²⁾。北朝鮮駐留のソ連軍司令部はこの国有化法案に対応して、10月30日に、旧日本政府が所有していた各種施設を北朝鮮に引き渡す法令を公布した。これに基づき81の重工業施設と機械製作工場、196の鉱山、47の炭坑、407の軽工業及び食品工業、77の木材加工工場、73の水産加工工場、それに鉄道及び河川交通、その他多くが引き渡され、その総額は時価44億3000万円に相当するという⁽⁹³⁾。このような国有化の推進は、北朝鮮の社会主義的建設を目指すものに他ならなかったといえよう。そして、それら一連の改革は、臨時人民委

員会の一存によるものでは決してなく、その背後には、絶えずソ連人顧問の指導があったことは前述したとおりである⁽⁹⁴⁾。

国家建設にとって幹部の養成が不可欠であったが、この方面でもソ連人による指導が行われた。例えば1946年春に北朝鮮臨時人民委員会中央学校が創設され、幹部養成にきわめて大きな役割を果たしたが、ソ連民政部も、朝鮮人幹部の政治意識と実務技能が向上するよう支援したという⁽⁹⁵⁾。また同年7月に金日成大学が開校されると、ソ連軍司令部は2万5500冊以上の蔵書を寄贈して、大学図書館の素地を築いたといわれる⁽⁹⁶⁾。さらに46年には、北朝鮮からソ連へ留学生の大規模な第一陣が送られて、以後、毎年ソ連に留学する学生の数は数百人に上った⁽⁹⁷⁾。

ソ連と北朝鮮の通商関係も1946年に始まった。同年、ソ朝間の貿易総額は860万ルーブルであったが、翌47年には2150万ルーブルに増大した。ソ連側は主として工業設備、工作機械、石油製品、ゴムタイヤ、綿布その他を輸出し、北朝鮮は鉱石、合金、黑色金属の圧延等の鉱物資源を提供した⁽⁹⁸⁾。

北朝鮮が独立国家となるためには、しかるべき軍事力を備えることも重要であった。1950年10月に朝鮮に派遣された米国国務省調査団の報告書によれば、ソ連は45年末に開始されたプログラムに基づき、北朝鮮の青年1万人以上に対してシベリアで軍事訓練を施した。彼らの多くは3年間ソ連に留まり、49年に帰国後、ソ連製の新型戦車や戦闘機を操縦し、また、ソ連の軍事顧問とともに砲兵学校で軍事教育にあたったとされる⁽⁹⁹⁾。このことを別の資料で事実確認することはできないが、ソ連側のいくつかの資料も、軍事育成への協力については言及している。例えばレベジェフの回想によれば、北朝鮮の人民政権は初期から治安の維持に少なからぬ関心を持ち、人民警察や国家安全保障機関や防衛軍部隊を創設し、また、士官養成のために45年11月に平壤学校を、ついで46年7月には国家安全保障幹部中央学校を設立したが、これら一連の措置はソ連軍司令部の積極的な協力と実務的な援助の下でなされたのであった⁽¹⁰⁰⁾。だが、朝鮮情勢の緊張が高まるにつれて北朝鮮は一層本格的な軍備を必要とし、48年2月に北朝鮮最高人民会議は人民軍創設案を採

択し、直ちにソ連軍司令部の援助を要請した。ソ連側はこれを受け入れ、きわめて短期間の内に陸・海・空軍が編成された。さらにソ連軍司令部は日本軍が残していった兵営、練兵場、射撃場、その他の軍事施設を引き渡すとともに、ソ連人の軍事顧問、砲兵、戦車兵、飛行士、軍事技師等を派遣した⁽¹⁰¹⁾。

1948年9月10日に朝鮮人民最高会議は、米ソ両政府に対して直ちに軍隊を撤収するよう要請する声明を出した。この頃までに北朝鮮では、正規軍が一通りすでに完備していたのである。ソ連政府はこれを受け入れて、48年12月末までに全軍を撤退させた⁽¹⁰²⁾。ソ連政府の決定は、アメリカ側にも同様の対処を迫るものであった。すなわちソ連は、自らの軍を撤退させることによって、今後の朝鮮情勢については米ソが直接手を下すのではなく、朝鮮人自身が自ら解決すべきだという姿勢を明らかにしたのであった。朝鮮情勢の安定は、ある意味で朝鮮に駐留する米ソの軍事力によって支えられてきたといえる。だが、いまやソ連が朝鮮問題の当事者としての立場を下りたことは、朝鮮情勢の現状維持能力を専ら北朝鮮の正規軍に委ねることを意味した。朝鮮半島から米ソ両軍という「重石」が除けることは、現状の流動化と南北間の衝突への道が開けることを意味していた。ソ連がこうした事情をどの程度考慮していたかは不明であるが、一つの仮説として、朝鮮戦争の端緒は、南北朝鮮の均衡を支えていた米ソ両軍が早晩、朝鮮から撤退することになる時期に求められるとも思われるのである。

結 語

ソ連が北朝鮮で占領政策を開始したとき、ソ連の朝鮮に対する関心は帝政期以来の伝統的な極東権益の回復と、アジアにおけるアメリカとの協調路線の追求であったと要約できる。1945年末にモスクワ外相会議で合意された取決めは、第二次大戦末期に締結されたヤルタ協定の精神を引き継ぎ、米ソ協調の中で朝鮮問題が解決されることを見越したものであった。米ソ政府は、

そのような樂觀のもとで、ひとたびモスクワ協定が成立した以上、その遂行は朝鮮に駐留する米ソ軍司令部間の実務的問題だとしたのである。

しかし、現地司令部と朝鮮住民との関係は、米ソ政府が予想する以上に複雑であり、とりわけ米軍司令部の占領した南朝鮮では反信託運動が御し難く高揚し、モスクワ協定の存立基盤が、いわば現地住民のナショナリズムの力によって掘り崩されていったのである。

米ソ軍司令部ベースの交渉は、1946年1月～2月の準備会談と3月～5月の米ソ共同委員会で行われたが、その過程で米ソ軍司令部間の対立は歴然とした。両者はともに自己の政策を譲歩する意思を全くもたず、46年初頭には、南北朝鮮を平和裡に統一する可能性は事実上、断たれたというべきであろう。米ソ両軍司令部は、いち早く冷戦認識を形成していたのである。

従来冷戦といえば、まず米ソ首脳部が相互不信を増大させ、それがいわば中心から辺境へ波及する形で、世界大の冷戦構造を醸成させるプロセスであると解釈されることが多かったのではないか。しかし朝鮮問題に例をとる限り、むしろ冷戦は逆の方向を辿っている。すなわち米ソ政府は、モスクワ会議でともかくも合意を得ていた。ところが米ソにとっては一辺境にすぎない朝鮮において、その合意に反対するナショナリズムが高揚し、現地の米ソ軍司令部は、それに対処する中で、政府間の取決めを掘り崩すような政策の選択を余儀なくされ、互いの占領行政に非難を応酬し合い、それがマスメディアを通じて、ついには政府間の反目へと至るのである。こうした事態は、朝鮮のみならず、中国や東欧、ギリシャ、トルコのような地域においても観察されるように思われる。このような地域的問題が、政府の政策決定者の国際認識を支配し、彼らに冷戦政策への転換を促し、今度は政府のグローバルな政策の一環として、逆に地域的問題を包摂していくのである。

ソ連政府も米ソ共同委員会の決裂後には朝鮮政策の転換を図り、北朝鮮に単独政権をもたらすべくその体制改革を促すようになった。ソ連が北朝鮮と交易を開始し、物資の補給を行い、幹部養成のための支援を本格的に行い出したのも1946年のことである。朝鮮はいまや米ソ対立の戦線に位置づけられ

た。

北朝鮮は、ソ連にとってアメリカの敵対政策を食い止める拠点であり、ソ連極東部、外モンゴル、中国東北部とともに極東政策の戦略的地歩を確保するための基地となった。北朝鮮におけるソ連のこうした立場を正当化させるためには、ソ連軍による占領行政を、朝鮮人自らが主導する民主体制に改め、さらにそれを国際的に承認させる必要があった。1947年5月に再開された米ソ共同委員会の目的もそこにあった。この目的においてアメリカ側も一致していた。アメリカとしても南朝鮮で進めている政権樹立構想を正当化させる必要があったのである。交渉の焦点は、朝鮮臨時政府の設立に関する協議に、いかなる朝鮮代表者を参加させるかということにあったが、この問題は米ソにとって南北統一のためよりは、むしろ分断政権の成立を、朝鮮人の意思を取り込む形で実現させるためにこそ重大であったといえる。

だが、協議に加えるべき朝鮮代表については、ついに米ソ間の合意は得られなかった。アメリカはこの問題を国連に付託し、国際的承認を確保することによって自国の政策を正当化しようと試みた。他方ソ連側は、米ソ両軍が南北朝鮮から撤退し、朝鮮問題の解決を朝鮮人自身の手任せようと提案した。米ソの提案は、ともに朝鮮の統一が達成されなかった責任を回避しようとする試みであったとも解釈できる。しかし、米ソが朝鮮問題の当事者としての役目を下りて、南北朝鮮の勢力均衡を朝鮮人自らの力量に委ねたことは、朝鮮情勢の流動化を不可避のものとした。その意味では、この時期に朝鮮戦争の端緒は開かれたというべきかもしれない。

ともあれソ連は北朝鮮の人民軍の創設を支援し、彼らのナショナリズムを満足させながら、自らのアジア政策の一翼を北朝鮮に担わせることになったのだといえよう。

〔注〕

- (1) 対日参戦の目的を述べた当時の公式的な声明としては、ソ連の対日宣戦布告（*Правда* [プラウダ], 09.08.1945）、スターリンの対日戦勝演説（同上紙, 03.09.1945）、十月革命28周年を記念するモロトフ演説（同上紙, 18.11.1945）等を参照。ソ連の代表的な第二次世界大戦史の記述としては、**финал. Историко-мемуарный очерк о разгроме империалистической Японии в 1945г.** [決戦——1945年の日本帝国主義壊滅に関する歴史的回顧録], モスクワ, 1969年, 49~50ページ; **История второй мировой войны 1939-1945гг.** [第二次世界大戦史 (第11巻)], モスクワ, 1980年, 5~6ページ参照。今日のソ連の研究書も、概ね上記の文献に依拠した評価を行っている。最新のものでは、**Славинский, Б. Н.** [スラヴィンスキー], **Внешняя политика СССР на Дальнем Востоке, 1945-1986** [極東におけるソ連の対外政策 1945-1986], モスクワ, 1988年, 17ページ参照。なお、以下ロシア語文献の再引用に際しては、タイトルの日本語訳のみを記す。
- (2) この時期のソ連の朝鮮政策に関する実証的な研究、とりわけソ連側の文献を駆使した研究は、資料的な制約も手伝い現在までほとんど行われていない。わが国では、このテーマに本格的に取り組んだ研究として、和田春樹東京大学教授の次の二つの論文が特筆できる。本稿の執筆に際しても、同氏の研究から多くの教示を得たことを記しておく。
「ソ連の朝鮮政策 1945.8-10」(『社会科学研究』第33巻第4号, 1981年) 及び「ソ連の朝鮮政策 1945.11-1946.3」(『社会科学研究』第33巻第6号, 1982年)。
- (3) ソ連外務省極東部は第一極東部と第二極東部に分かれており、朝鮮問題を管轄したのは、解放後から1946年末までが第一極東部、それ以後は第二極東部であった。詳しくは本章第3節1. 参照。
- (4) この経緯に関する詳細は、呉忠根「朝鮮分断の国際的起源—原則の放棄と現状の承認—」(日本国際政治学会編『朝鮮半島の国際政治』1989年) 97ページを参照。
- (5) U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS* と略記) : *Conferences at Malta and Yalta 1945*, Washington, 1955, p. 770; **Советский Союз на международных конференциях периода Великой Отечественной войны 1941-1945гг. Т. 4** [大祖国戦争期の国際会議におけるソ連 (第4巻)], モスクワ, 1979年, 141~142ページ。
- (6) 前掲『決戦…』66~68ページ。
- (7) ソ連の代表的な戦史は、ソ連が強大な軍事力をもちながらあえて日本本土を攻撃しなかったことを、日本国民に対するソ連の人道的な政策の現れだと

- 評価している（前掲『第二次世界大戦史（第11巻）』325ページ）。しかし、対日参戦計画で日本の本土攻撃が検討されたことから、このような評価が妥当性を欠くことは明らかであろう。さらに後述するように、スターリンはトルーマン米大統領に北海道の占領を要求するなど、ソ連は最後まで日本本土への進軍の希望を捨てなかったのである。
- (8) **Освобождение Кореи** [朝鮮の解放], モスクワ, 1976年, 4 ページ参照。
- (9) 第25軍の軍事作戦については, **Внотченко Л. Н.** [ヴノチェンコ], **Победа на дальнем Востоке. Военно-исторический очерк боевых действиях войск в августе-сентябре 1945г.** [極東における勝利——1945年8, 9月の軍事行動に関する軍事史的概観], モスクワ, 1971年, 70~71ページ; 前掲『朝鮮の解放』21ページ; 前掲『第二次世界大戦史（第11巻）』199ページを参照。作戦の変更については, ヴノチェンコ, 前掲書, 222~223ページ及び前掲『朝鮮の解放』31~32ページを参照。
- (10) ソ連太平洋艦隊の作戦任務と其の変更については, 前掲『決戦…』86ページ; ヴノチェンコ, 前掲書, 321~322ページ; 前掲『第二次世界大戦史（第11巻）』200ページを参照。
- (11) **Отношения Советского Союза с народной Кореей. 1945-1980. Документы и материалы** [ソ朝関係資料 1945-1980], モスクワ, 1981年, 7 ページ; 前掲『第二次世界大戦史（第11巻）』274~284ページ参照。
- (12) この事実に関するソ連側の資料は, **Переписка Председателя Совета Министров СССР с президентами США и премьер-министрами Великобритании во время Великой Отечественной войны 1941-1945 гг. Т. 2** [第二次世界大戦期におけるソ米英首脳書簡集（第2巻）], モスクワ, 1986年, 279~288ページを参照。
- (13) 例えば, 永井陽之助『冷戦の起源—戦後アジアの国際環境—』中央公論社, 1978年, 192ページを参照。
- (14) **За мир на земле Кореи. Воспоминания и статьи** [朝鮮領土の平和のために], モスクワ, 1985年, 11ページ参照。
- (15) 前掲『決戦…』87~88ページ; 前掲『朝鮮の解放』110-111ページ; 前掲『第二次世界大戦史（第11巻）』275~276ページを参照。
- (16) 前掲『朝鮮の解放』42ページ。
- (17) 同上書, 89~90ページ。
- (18) 同上書, 44ページ。
- (19) **Шабшина, Ф. И.** [シャブシナ], **Южная Корея 1945-1946. Записки очевидца** [1945-1946年の南朝鮮（目撃者の手記）], モスクワ, 1974年を参照。
- (20) 前掲『朝鮮の解放』43ページのチスチャコフの回想より引用。全く同じ内容の文書が, ソ連軍総司令部から極東ソ連軍への指示として, 前掲『ソ朝関

係資料 1945-1980』13ページに収められている。また、1945年8月15日に第25軍司令官チスチャコフが発した朝鮮民族への布告の全文が、同資料集6ページにある。

- (21) Шикин, И. В., Сапожников Б. Г. [シーキン, サボジニコフ], Подвиг на дальневосточных рубежах [極東における勝利], Москва, 1975年, 89～90ページ及びヴノチェンコ, 前掲書, 153ページを参照。第25軍における共産党員とコムソモール員の割合はとりわけ大きかった。1945年8月1日までに同軍には、2万5402人の共産党員と2万5892人のコムソモール員がおり、それは第25軍の78パーセントに相当したという。
- (22) ソ連兵士に対する教育については、ヴノチェンコ, 前掲書, 147～148, 155ページ; シーキン, サボジニコフ, 前掲書, 75～76, 87, 177ページ; 前掲『第二次世界大戦史 (第11巻)』317, 323ページを参照。
朝鮮住民に対するソ連の政治宣伝については、シーキン, サボジニコフ, 前掲書, 192ページ; 前掲『朝鮮の解放』114ページ; 前掲『第二次世界大戦史 (第11巻)』318～324ページ; Оружием слова. Статьи и воспоминания советских востоковедов. 1941-1945 гг. [言葉を武器として (ソ連東洋学者の回想と論文)], Москва, 1985年, 164ページ等を参照。
- (23) シティコフ, レベジェフ, チスチャコフの役割関係については、前掲『朝鮮の解放』48～50ページ, 78～79ページを参照。特にシティコフの経歴については、和田春樹, 前掲「ソ連の朝鮮政策 1945. 8-10」第3章第1節に詳しい。
- (24) 人民委員会の成立について詳しくは、Щетинин, Б. В. [シシエチニン], Возникновение народных комитетов в Северной Корее [北朝鮮における人民委員会の成立], Советское Государство и право [ソビエト国家と法], 1947年第2号や、前掲『朝鮮の解放』250～251, 306ページ; Корейская Народно-Демократическая Республика [朝鮮民主主義人民共和国], Москва, 1954年, 206, 265ページ; Багмет, Н. С. [バグミョート], Борьба корейского народа за построение социализма (1945-1960 гг.) [社会主義建設に向けての朝鮮人民の闘い (1945-1960年)], Киев, 1960年, 43ページを参照。
- (25) 同上。
- (26) 前掲『朝鮮民主主義人民共和国』206ページ参照。
- (27) 前掲『朝鮮の解放』50～52ページ参照。
- (28) 同上書, 247～249ページ
- (29) Петухов, В. И. [ペトゥホフ], У истоков борьбы за единство и независимость Кореи [朝鮮の統一独立闘争の源泉に立ち会って], Москва, 1987年, 13ページ参照。同書によれば、ソ連民政局長には陸軍少将 А. А. Ромаネンコが任命され、47年に陸軍少将レベジェフに替わった。また、副局長に

は陸軍大佐 A. M. イグナチェフが任命され、政治及び人事の部門を担当した。その他、陸軍大佐 T. И. コルクレンコ（産業部門担当）、陸軍大佐 Г. С. ラザレフ（通信部門担当）、陸軍中佐 A. Т. イラトフスキー（財政部門担当）、陸軍少佐 И. И. カドゥイシェフ（農業部門担当）などがいた。また、北朝鮮における司法と検事局の組織編成のためには、陸軍中佐 B. B. シェチニンが大きな役割を果たした。彼は後に法学博士、モスクワ軍事法律アカデミー教授となった。また、前掲『朝鮮領土の平和のために』16ページでレベジェフは、当時の民政局に関しておよそ次のように回想している。

「同局には工業、農業、交通、通信、財政、文化、保健に関する高級専門家が働いていた。同局には一連の課があった。その中には地域住民との共同作業の課もあり、その任務として、人民委員会や朝鮮の諸政党・各種社会団体との連絡が含まれていた。この課の職員は、すばやく朝鮮人同志と実務的接触をとり、自己の意見を押しつけることなく経験や知識を分け与え、仕事の能率的な仕方を教授した。局の指導的な職員には、T. И. コルクレンコ大佐、B. B. シェチニン少佐、Г. С. ラザレフ大佐、A. Т. イラトフスキー中佐、カドゥイシェフ少佐、H. И. ドルギフ中佐、A. И. ロトブリュト少佐などがいた。A. M. イグナチェフは政治部門担当の副局長であったが、彼は全職員が気持ちよく働けるよう、そしてソ朝友好が強固に発展するよう尽力した。彼はソ連軍撤収後も北朝鮮のソ連大使館顧問として働き、朝鮮戦争中に米国の空襲により死亡した」。

- (30) ベトゥホフ前掲書、13ページは、次のように記述している。「この政治顧問機関を率いていたのは Г. М. バラサノフであり、彼の副官に A. И. シャプシンがいた。彼らは朝鮮の指導者達と密接な連絡を保ち、北のみならず南の政治的気運も研究し、アメリカ軍政の性格を分析して、その観察と実際の判断をソ連の外務人民委員部に報告した」。
- (31) СССР и Корея [ソ連と朝鮮]、モスクワ、1988年、137～138ページ参照。
- (32) 前掲『朝鮮の解放』98～100ページ参照。
- (33) 前掲『朝鮮領土の平和のために』17ページより引用。
- (34) 当時のソ連が、南朝鮮の共産党員たちに不信任を抱いていたことを示す資料として、シャプシナ、前掲書、72～75ページを参照。また、当時の南北朝鮮の共産党組織に関しては、バグミョート、前掲書、44～45ページを参照。
- (35) 第二次世界大戦中に満洲で活動していた朝鮮人パルチザンに関する詳細は、鐸木昌之「満洲共産主義運動における国際的連繫」（『アジア研究』1987年3月号）を参照。
- (36) 前掲『朝鮮領土の平和のために』10ページ及び前掲『ソ連と朝鮮』135ページを参照。
- (37) 金日成の役割に関して詳しくは、徐大粛（金進訳）『朝鮮共産主義運動史

- 1918～1948—』コリア評論社、1970年、と原著者の次の著書を参照。Suh, Dae-Sook, *KIM IL SUNG, The North Korean Leader*, New York, Columbia University Press, 1988.
- (38) 朝鮮共産党北部朝鮮分局の成立に関する実証的な研究として、鐸木昌之「朝鮮解放直後における金日成路線—資料批判をとおしてみた『朝鮮共産党北部朝鮮分局』創設と金日成演説—」(『アジア経済』第30巻第2号, 1989年2月)参照。また、ソ連側の記述として前掲『朝鮮民主主義人民共和国』222ページ及び前掲『朝鮮領土の平和のために』17～18ページ参照。
- (39) ソ連側の文献によれば、1945年10月7日から11日にかけて平壤で人民委員会職員会議が開かれて、北朝鮮各地から111名、平壤の各社会層から39名、ソ連軍司令部から20名がそれぞれ代表者として参加したという(前掲『ソ連と朝鮮』136ページ)。
- (40) 五道行政局の設置に関しては、金南植、桜井浩『南北朝鮮労働党の統一政府樹立闘争』アジア経済研究所、1988年、71～72ページ及び本書の藤井論文を参照。ソ連軍司令部の協力に関するソ連側の文献としては、前掲『朝鮮の解放』261ページ参照。同書によれば、朝鮮人の技術的な未熟を補うために、例外的に日本人専門家も参画していたという。ソ連軍司令部が日本人を利用したことについては、前掲『ソ連と朝鮮』141ページでも述べられている。
- (41) 前掲『朝鮮領土の平和のために』18ページ参照。
- (42) *FRUS*, 1945, Vol. II, pp. 578-601; *Ibid.*, Vol. VI, pp. 1107-1133.
- (43) *FRUS*, 1945, Vol. II, pp. 610-643.
- (44) *Ibid.*, pp. 696-698.
- (45) *Ibid.*, pp. 699-700.
- (46) ペトゥホフ、前掲書、41～42ページ。
- (47) *FRUS*, 1945, Vol. II, pp. 716-717, 721.
- (48) モスクワ協定の英語正文は *FRUS*, 1945, Vol. II, pp. 820-821, ロシア語正文は前掲『ソ朝関係資料 1945-1980』18～19ページ、邦訳は神谷不二編集『朝鮮問題戦後資料(第1巻)』日本国際問題研究所、1976年、250ページをそれぞれ参照。
- (49) 予備会談のソ連側代表者は、シティコフ大将(団長)、シャーニン少将、ロマネンコ少将、ツァラブキン特別全権公使その他、米国側代表者はアールド少将(団長)以下であった(*Известия* [イズベスチヤ] 20. 01. 1946)。
- (50) 米ソ両軍司令部の占領政策の相違は、モスクワ協定中の「信託統治」という語の朝鮮語訳にも反映していた。米軍政は英語正文の「trusteeship」を「信託統治」と訳したのに対し、ソ連軍司令部はロシア語正文の「опека」を「後見制」と訳したのである。ソ連側は、信託統治という表現が植民地体制下の委任統治と同義にとられ、朝鮮人の民族感情を刺激することを避けたかった

のであろう。しかし米軍政は、そこにソ連側のモスクワ協定に対する恣意的解釈を感じとり、米政府にソ連側の朝鮮語訳に問題がないかを問い合わせた。米政府は双方の訳文を比較した結果、問題はないと回答した。現地の米ソ軍司令部間の関係が、政府関係以上に複雑かつ微妙であったことを示す事例であろう（*FRUS*, 1946, Vol. VIII, p. 611）。

- (51) *Ibid.*, p. 622.
- (52) 前掲『ソ朝関係』19～22ページ
- (53) タス報道に対するアメリカ側の反応の一例として、駐ソ公使兼任参事官ジョージ・ケナンが國務省宛に送った電文を参照（*FRUS*, 1946, Vol. VIII, pp. 619-621）。バーズ國務長官は、モスクワ外相会議に関するタス報道が正確である旨を南朝鮮の米軍政に伝えた（*Ibid.*, pp. 622-623）。
- (54) 米軍政の政治顧問ベニングホフの報告を参照（*Ibid.*, pp. 633-636）。ソ連側の文献も、南から食糧の供給を得られるよう取り決めることが、この会談におけるソ連側の主要な目的であったことを認めている（ペトゥホフ、前掲書、63～65ページ）。
- (55) [イズベスチャ] 08.02.1946.
- (56) 前掲『朝鮮の解放』54～56ページ。
- (57) 金、桜井、前掲書、77～78ページを参照。ソ連側資料として、シシエチニン、前掲論文「北朝鮮における人民委員会の成立」を参照。ただしこの論文では、協議会の開催日に一日のずれがあり、2月7日及び8日となっている。おそらく筆者の記憶違いであろう。
- (58) 前掲『朝鮮の解放』262～264ページ。
- (59) **Чистяков И. М.** [チスチャコフ]、**Служим отчизне** [祖国への献身]、モスクワ、1985年、285ページ。
- (60) ソ連側代表者はシティコフ団長の他、ツァラプキン全権公使、レベジェフ少将、バラサノフ少将、コルクレンコ大佐であり、米国側はアーノルド少将以下、政治顧問のラングドン、テラー、ブット大佐、ブリトン大佐であった。（[イズベスチャ] 24.03.1946）。
- (61) 同上紙、04.04.1946.
- (62) ソ連側が公表した米ソ共同委員会の作業報告（同上紙、15.05.1946）と、ホッジ米司令官が発表した共同委員会無期休会に関する声明（*FRUS*, 1946, Vol. VIII, pp. 665-667. 訳は、前掲『朝鮮問題戦後資料（第1巻）』191～193ページ）を参照。
- (63) [イズベスチャ] 20.04.1946.
- (64)(65)(66) 注(62)の米ソ双方の主張を参照。
- (67)(68)(69) ペトゥホフ、前掲書、16～17ページ。
- (70) 同上、18～19ページ。

- (71) 前掲『ソ連と朝鮮』157～158ページ。
- (72) ペトゥホフ, 前掲書, 45～48ページ。ロゾフスキーの来歴については,
Дипломатический словарь Том 2 [外交事典(第2巻)], モスクワ, 1985年を
 参照。
- (73) ペトゥホフ, 前掲書, 54～55ページ。
- (74) [プラウダ] 12.03.1947, 22.04.1947;
Советский союз и корейский вопрос (документы) [ソ連と朝鮮問題(文書
 集)], モスクワ, 1948年, 17～22, 26～29ページ。
- (75) 同上, 13～16ページ。
- (76) 同上, 17～22ページ。
- (77) 同上, 23～25ページ。
- (78) 同上, 27～29ページ。
- (79) ペトゥホフ, 前掲書, 83ページ。
- (80) 同上。トゥンキンの来歴については, 前掲 [外交事典(第3巻)], モスクワ,
 1986年を参照。
- (81) ペトゥホフ, 前掲書, 84ページ。
- (82) 第二次米ソ共同委員会のソ連側代表団は, シティコフ団長以下, トゥンキン
 外務省第一極東部長, レベジェフ少将, バラサノフ少将, コルクレンコ大
 佐の5名, アメリカ代表団はブラウン少将(団長)以下, ウェーカーリング
 准将, リンコリン大佐, バンス博士, ジョイナー博士の5名であった([プ
 ラウダ] 23.05.1947)。
- なお, 1947年3月末に北朝鮮駐留ソ連軍司令官のチスチャコフは, 新たな
 任務に赴くために朝鮮を発つよう国防省から指令を受けた。(前掲『朝鮮の解
 放』57ページ)。
- (83) [プラウダ] 28.05.1947.
- (84) 同上紙, 15.06.1947. 同規定に関する詳細は, 金, 桜井, 前掲書, 22ペー
 ジを参照。
- (85) [プラウダ] 25.07.1947.
- (86) 同上紙, 25.07.1947, 06.08.1947, 31.08.1947.
- (87) 同上紙, 07.09.1947.
- (88) 同上紙, 27.09.1947; 前掲『ソ朝関係資料 1945-1980』27～31ページ。
- (89) ペトゥホフ, 前掲書, 115ページ。
- (90) 例えばペトゥホフの米ソ共同委員会に対する評価を参照(同上, 115～116
 ページ)。
- (91) **Борисов О.** [ボリーソフ], **Советский союз и маньчжурская революцио-
 нная база** [ソ連と満洲革命根拠地], モスクワ, 1985年, 93～95ページ。
- (92) 前掲『ソ朝関係資料 1945-1980』24～25ページ。

- (93) 同上, 25～27ページ。
- (94) 本章第2節2. を参照。
- (95) 前掲『朝鮮の解放』264ページ。
- (96) 前掲『朝鮮領土の平和のために』25ページ。
- (97) 同上。
- (98) 前掲『ソ連と朝鮮』160～161ページ。
- (99) U.S. Department of State, *North Korea: A Case Study in the Techniques of Takeover*, Washington D.C., USGPO, 1961, pp. 85-86.
- (100) 前掲『朝鮮領土の平和のために』26ページ。
- (101) 同上, 26～27ページ；前掲『ソ連と朝鮮』157ページ。
- (102) 前掲『ソ連と朝鮮問題（文書集）』94～103ページ。